

第27回 大学入試のあり方に関する検討会議

2021年6月22日

齋木 尚子

22日の会議に欠席せざるを得ないことから、以下の通り、書面により意見を提出致します。

これまで各委員から表明された多岐に亘る意見を丁寧に取り上げ、整理の上、本提言原案を取りまとめ下さいました座長及び両座長代理のご尽力に心から感謝申し上げます。本件会議において、テーマごとに川嶋座長代理に作成頂いたペーパーを基に議論を重ねてまいりましたが、その内容が的確に反映されたものになっていると考えます。その上で、何点か申し述べます。

1. 記述式問題の推進について

- 記述式問題に関し、国公立大学では既に相当程度の出題がなされていますので、主たる課題は私立大学ということになりますが、私立大学には、志願者数が多く歩留まり率が低いなどの構造的課題があると承知しています。今回提示された提言原案は、国公立大学と私立大学は置かれた状況が異なることも丁寧に記述した上で、私立大学については、一律の義務付けではなく、効率的な採点や出題の工夫により出題増に努めるとするとともに、併せて、丁寧な選抜が可能な総合型選抜・学校推薦型選抜での取組も含めた対応を求めるものであり、現実的な提案となっていると考えます。
- 実態調査においても、私立大学では52%弱の学部が「個別入試（一般選抜）で記述式を充実すべき」と、また、77%近くの大学が「総合型選抜・学校推薦型選抜において思考力・判断力・表現力等を評価できるよう改善すべき」と、回答しており、今回の原案はこうした大学の意見を踏まえたものであると考えます。

2. 総合的な英語力の育成・評価について

- 我が国の未来を担う若者にとって総合的な英語力が欠かせない、という提言原案のご指摘を強く支持致します。このことは、即ち、総合的な英語力が大学の教育研究において求められていること及び大学卒業後においてもますます重要であることを意味しており、その観点から、総合的な英語力を大学入試において実現可能な方法で適切に評価するという大きな方向性の下、具体的取組を推進していくことが大切であると考えます。現時点において共通テストで4技能試験を行うことが困難である点を踏まえると、資格・検定試験が現実的な選択肢であるため、各大学での個別選抜や総合型選抜・学校推薦型選抜において、各大学の判断で資格・検定試験を適宜活用することが適当であり、さらには独自の総合的な英語力評価の実施を促していくべきである、という原案の記述は妥当なものと考えております。
- なお、これまでの検討において、総合的な英語力の評価については、制約の大きい入試改革ではなく大学教育の改革を進めるべきである、とのご意見もあつたと認識しております。大学教育の改革が肝要であるとの点には大いに同感するものですが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーを一体的に策定することには大きな意義があるという基本に改めて立ち返れば、どれか一つということではなく、大学教育改革も入試改革も、可能な範囲で一体的に進めていくべきであると考えます。

3. いわゆるエスニックマイノリティへの配慮

- 我が国に定住する外国人の子供が適切に就学し、社会で生きていくために必要な学力を身に付けることは非常に重要です。この問題についても、持続可能な開発目標(SDGs)の観点から極めて重要であることを改めて想起したいと思います。こうした子供のできる限り多くが、高等学校段階、更には高等教育段階に進学することを可能にするために、行政やNPO等からの支援の充実や保護者の意識啓発が求められていると考えます。

- 関連施策の充実を図る前提として、まずは実態を把握し、課題を特定・共有する必要があり。提言原案において、母語別の高等学校・大学進学率や外国にルーツを持つ学生の特別選抜等の実施状況についての実態調査が提言されているのは心強い限りです。こうした調査結果を十分踏まえて、更なる具体的取組を検討していくことが重要であると考えます。

4. 各大学の取組を進めるためのインセンティブについて

- インセンティブの付与の必要性については、これまで多数の委員の方々からご指摘がありました。私自身も繰り返し申し上げてきたところです。記述式問題の出題、総合的な英語力の育成・評価及び多様な背景を持つ学生の受け入れ等について、客観的なデータを踏まえたピアレビュー等に基づき好事例を認定し公表することとし、当該認定の結果も活用しつつ、国立大学運営費交付金や私学助成の枠組みの中で、しかるべくインセンティブを付与することを検討すべし、との提言原案に賛同致します。
- なお、この認定・付与のプロセスは透明性を確保するとともに恣意性を排除したものであるべきであり、実態調査の設計も含め、大学改革や入試改革に詳しい専門家がこのプロセスにしっかり関与する必要があると考えます。また、大学の主体性が重要であることに鑑み、取組を行わない大学へのペナルティということでは全くなく、あくまでも積極的な取組を行う大学へのインセンティブである、という点は本提言においてより明確にすべきと考えます。